主 文 原判決を破毀する。 本件を富山地方裁判所に差戻す。

辯護人古屋東の上告趣意書第一點は、原制決ハ其理トシテ第二事實ニ於テ被告人 A二詐欺ノ成立アリトシ刑法第二百四十六條第二項ヲ適用シ有罪ノ判決ヲ爲シタル モ全ク不法ニ同法條ヲ適用シタル法律違背アリ。原判決ハ「被告人Aハ……Bガ 昭和二十一年四月二十一日頃Cノ手ヲ經テ相被告人Dノ窃取シ又ハ入手シタ富山縣 氷見郡省線氷見驛前二集積シテアツタE株式會社所有ノドラム罐入ガソリン及モビ -ル油等三十二本ヲ同所ヨリ富山市へ運搬スル際富山縣行政警察課勤務F警部補ニ 現認セラレ右E株式會社二無償返還スル様交渉ヲ受ケテ居タガ、右Bカラ右ノ件ニ 付テ圓満解決方依頼ヲ受ケタノデ同年五月二日頃富山縣廳ニ於テ右F警部補ト折衝 シタ際右FガCノ運搬シタガソリン等ハトラツクー台分ニシテドラム罐十七、八本 位デアルト誤信シテ居ルノヲ奇貨トシテ右Bヲシテガソリン及モビール油等ヲ右E 株式會社二返還セズシテ不法二利得セシメヨウト企テ右三十二本ノ内既二處分セラ レテ居タモノ九本ニシテ尚二十三本残存シテ居ルニモ拘ラズ運搬サレタモノ十八本 ノ中既二處分サレタモノ十本ニシテ残リ八本デアリ右八本ヲ無償デ返還スルカラ夫 テ内済ニセラレタイト虚偽ノ申述ヲナシ因テFヲシテ共旨誤信セシメ共ノ頃 Bヲシテモビール油ノ充填セルモノ六本ヲ返還サシ以テ右Bヲシテ残り十五本ノ返 還ヲ免レシメテ不法ノ利益ヲ得サシメダモノデアル」ト爲シ右縣行政警察課F警部 補ヲ欺罔シBヲシテ油類残十五本ヲ利得セシメ因テ所有標者E株式會社ニ之ニ相當 スル財産上ノ被害ヲ蒙ラセタル旨詐欺罪ノ成立ヲ認メタリ。凡ソ詐欺罪ノ成否ニハ被欺罔者ト被害者トガ同一人ナルコトヲ要セザルモ被欺同者ハ被害ニ係ル財産上ノ利益ニ付キ之ガ處分ヲ爲スコトヲ得ベキ權限又ハ地位ヲ有スルコトヲ必要トス。則 チ被欺同者ト被害者本人トノ間ガ當該財物ニ關スル管理處分上ノ連鎖ニヨリ法律上 同一體化的關係ニアルコトヲ必要條件トス。蓋シ若シ然ラズトセバ似ニ財物ノ所有 標者ニ於テ財物ヲ處分シタリトスルモ之ヲ以テ欺罔ニ因ルモノト謂フヲ得ザレバナ リ。此ノ點ニ付テ八既二大審院判例ノ示ス處ニシテ(大正五年(れ)第二五五一号 大審院刑事部判決—大審院刑事判決録第二十三輯——三六頁)異論ノ餘地ナキ處ナリ。今原判決二ヨリテ本件ノ事實ヲ見ルニ被欺罔者ハ縣行政警察課勤務ノF警部補 シテ財産上ノ被害者ハE株式會社ナル旨判示シ居ルモ果シテ然リトセバ宜シク原 判決ハ右縣行政官吏タルF警部補ガ右E會社ト如何ナル關係ヲ有シタルヤ特ニ同警 部袖ガ本件ガソリン、モビール油ノ管理及處分上二付キ權利者タルE會社二代テ交 渉承認處分ヲナス權限ヲ有シタルヤ否ヤノ事實ニ付キ説示スルト同時ニソノ存在ヲ 認定スルガ爲メニハ之ニ相當スル證據ヲ舉示セザルベカラズ。然ルニ原判決ハ此兩 者ノ關係ヲ全ク閑却シ、詐欺罪ノ構成主要件ヲ爲ス欺罔行爲ノ方法及成否ニ關シ何 等説示スル處ナク勿論之ガ證據ヲ擧示スル處絶無ナルヲ以テ本件ハ原判示事實自體 既二詐欺罪ヲ構成セザルコト極メテ明白ナリ。則チ原判決ハ罪ヲ構成セザル事實ニ 對シ不法二刑法第二百四十六條ヲ適用シタル違法アリ。と謂い

一同第三點は、本件ガソリン及モビール油ハ相當ノ紹介者ノ斡旋二ヨリ第一審相被告人Bガ代金三萬二千圓(當時ノ價格トシテハ相當呈度ノモ)ヲ支沸ヒ而モ使用人Cヲ態々現地二出張調査セシメタル上其報告二基キ何等疑ハシキ品物等ニアラザルヲ信ジ買受ケタルモノニシテ白書公然トラツクニ依り遠距離間ヲ運搬セル事實ニ徴スルモ平穏、公然、善意、無過失ノ取得者ナルコト明カナリ。則チBハ本件油類ニ對シテハ民法第百九十二條ノ即時取得者トシテ法律上之ガ所有權ヲ取得シタル者ナ

ルヲ以テ假ニ該品ガ盗品ナリトスルモ民法第百九十三條ニ依り原所有者ヨリ回復ノ請求ヲ受ケ之ガ返還ヲ爲ス迄ハ右Bガ權利者トシテ之ヲ保持シ得ベキハ當然ナリト信ズ。果シテ然ラバ本件被告人Aニ於テ原所有者ト何等ノ關聯ナキF警部補ニ對シ判示ノ如キ事實ニ反スル申述アリタリトスルモ之レ則チ權利ノ實行ニ外ナラズ。權利者Bノ爲保持スベキ物件ヲ保持センガ爲メノ行動ニ外ナラザルヲ以テ欺罔事實ノ有無ニ係ラズ結局罪トナラザルモノトス(大正ニ年十二月二十三日大審院判例同刑事制決録第十九輯第一五〇二頁)。則チ原判決ハ此點ニ於テモ罪トナラザル事實ニ對シ法律別別

よつて案ずるに原判決認定の事實によれば「Bは、昭和二十一年四月二十一日頃 富山縣省線氷見驛前に於てDから、同人が窃取し又は入手したE株式會社所有のガ ソリン及モビール油等ドラム罐三十二本(量に於で三十二本、数に於て三十三、 本)を買受け之を右同所から富山市に運搬する途中、富山縣行政警察課勤務F警部補に現認せられて右物件を前記所有者に無償返還するよう交渉を受けたのであるが被告人は、Bから依頼を受け同人と共謀の上同年五月二日頃、富山縣廳に於てF警報がち沖舞の教長に仕鎌沢に降っているのを利用し、同人を散開して、Bをして 部補が右油類の数量に付錯誤に陥つているのを利用し、同人を欺罔して、Bをして モビール油の充填してあるドラム罐六本(外に空罐二本)を返還せしめたに止まり Bが當時處分していたドラム罐九本を除いた残り二十三本の中、十五本の返還を免 れさせて不法の利益を得た」と謂うにあつて前記ガソリン及びモビール油等ドラム 罐三十二本の所有者がE株式會社であることは原判決が明示するこころであるが、 原判決は右三十二本をDが窃取し又は入手したものと判示したのみで、右三十二の 中幾本が窃取せられ残り幾本がどんな経緯で入手されたかについて判示していない 上、Bが代理人Cを通して入手するに付平穏、公然、善意、無過失であつたかどう かに付でも判示していないから、Bに於で、動産である右油類三十二本の中幾本を 民法第百九十二條により取得したのかしないのか、或は一部は同法第百九十三條に より所有者に返還すべき義務があるのかどうか、更に又右三十二本は統制法規に違 反して賣買されたものであるからBに於て完全にその所有權を取得しないものであ るかどうかを判断することができないこととなり、如何なる法律的根據に基きBが 右油類三十二本を元の所有者に無償返還せねばならない法律上の義務があるかどう か全く不明である。従つてBが右三十二本の中九本を處分し残り二十三本の中十五 本を返還ぜずに領得したことがどんな犯罪を構成するのか、之に加工した被告人の 責任はどうなるか、もつと詳細に事實の審理を盡し之を判決に設明しなければその 判決は審理不盡か理由不備の非難を免れない。

若し假りにBに於で、右三十二本が總て賍物であることを知つていたとすれば、 之を買受けたBに對しては賍物故買罪が成立し、之を知つて加工したものは共犯者 としての責任があり、爾後右三十二本を如何なる方法を用いて處分又は領得しよう と統制法規に牴觸することは格別、横領罪又は詐欺罪は成立しないものと解さ〈要旨 第二〉れる。又若しBが右三十二本が盗品であることを知らなかつたにしても、知ら なかつたことについて過失が〈/要旨第二〉あつたとすれば民法第百九十二條により、 動産である右三十二本の油類に付行使の權利を取得しないと同時に賊物であること に氣が付いてから之を所有者に返還しない以上完全に返還するまで所有者のため之 を保管する法律上の義務を負擔すべきもので、之を擅に領得又は費消すれば横領罪 が構成するものにして(大審院大正六年十月二十三日判決)之を領得するに付欺罔 手段を講しても詐欺罪は成立しないことは判例の示すところである(大審院大正十二年三月一日、同大正七年七月五日判決)。従つて之に加工した被告人も横領罪の共犯者とし〈要旨第一〉て處断せらるべきである(起訴状及び第一審判決は之と同旨)。更に若しBが、右三十二本の油類を取得する〈/要旨第一〉に付平穏、公然、善意、無過失であつたとしても、右油類が盗品又は遺失品であつたとすれば民法第百九十三條により二年間所有者から回復の請求がないときは右動産の所有權を取得するが、右二年間は所有權は依然として元の所有者にあるものにして(大審院昭和四年十二月十一日判決)所有者から請求あり次第何時にても無償で返還せねばならない、往つてBと被告人とが当時にあるものとに気が付いてからは完全に返還するまで所有者のため保管すべき法律上の義務があるものと解されてとならない。従つてBと被告人とが共謀の上、欺罔手段を講じて之が返還を免れて之を領得したのは横領罪に該常し、詐欺罪は成立しない。

を領得したのは横領罪に該當し、詐欺罪は成立しない。 然るに原判決は、動産であるドラム罐三十二本の油類の中、幾本が盗品で残りは 如何なる性質のものかについて確定しないばかりでなく、之を入手したBが如何な る法律的根據に基き、無償返還せねばならないかに付〈要旨第三〉でも判示せず、而 も右物件に付處分又は管理の權限又は地位があつたかどうかもわからない第三者F 警部補〈/要旨第三〉を欺罔し、右油類の一部の返還を免れた行為を漫然詐欺罪と認 したのは、詐欺罪としては全く犯罪の構成要件を缺いた事實の摘示で理由不備であ 。この黙に關する上告論旨第一點、第二點、第三點は其の設明の内容に於で 協立。この黙に關する上告論旨第一點、第二點、第三點は其の設明の内容に於で 協立。 當でない點もあるが結局結論に於ては、理由あることに歸着するから、其の他の 論旨に付ては説明を省略し、原判決を破毀せねばならぬ。而して本件は前述の通り、 事實の確定に影響を及ぼすべき法令の違反があり、當裁判所自ら審理制決をする とは適當でないから刑事訴訟法第四百四十七條、第四百四十八條の二第一項に基 、本件を富山地方裁判所に差戻す。

よつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 世古件逸郎 判事 鈴木正路 判事 赤間鎭雄)